

令和7年12月1日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：八咫商事合同会社

業者の住所：北海道札幌市西区山の手五条2丁目3番23-203号

2. 指名停止措置期間：令和7年12月1日から令和7年12月31日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要：

八咫商事合同会社は、陸上自衛隊富士学校発注の静岡県内の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、請負契約を締結した。このことが、建設業法第28条第2項第2号に該当するとして、令和7年10月16日、静岡県知事より監督処分（指示）を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、1ヶ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

配 布 先 中部地方整備局記者クラブ

○問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953-8138